



LINE UP

CONTENTS

■ 共通体験と団結心

長崎オフィス所長よりご挨拶

■ どれくらいITに投資すべきでしょうか？ 2P

■ 生命保険契約照会制度 3P

■ 産後パパ育休の創設 3P

■ 税務カレンダー・相談役からの一言 4P

■ 介護施設・事業所及び障害福祉サービスにおける 業務継続計画（BCP）の作成&運用の進捗について

特別編 1-2P



Message

共通体験と団結心

長崎の10月といえば「おくんち」の時期ですが、今年もコロナ感染防止のため中止となってしまいました。このような伝統芸能の継承のためにも、早くコロナ禍が収まって欲しいものです。

日本では安倍元総理の国葬が政治問題化していますが、イギリスではエリザベス女王の国葬が粛々とおこなわれました。イギリスでの国葬としてはチャーチル元首相以来57年ぶり、君主の国葬としてはエリザベス女王の父王であるジョージ 6 世以来70年ぶりだそうです。現在の日本やイギリスでは国葬は滅多におこなわれませんが、アメリカやフランスでは大統領経験者が国葬の対象となるそうで、結構な頻度で国葬がおこなわれるようです。

国葬に限らずとも、葬儀には亡くなられた方を悼むのみならず、遺族や関係者の団結を図るセレモニーという意味合いもあると思います。特に国葬や社葬となると、その色が濃くなります。国民や社員が、心を一つにして亡くなられた方を悼むという共通体験を通じて、より強く団結するためのセレモニーです。

かつて、日本の会社では社員旅行や懇親会など、社員に共通体験をさせて一体感を醸成し、団結心を育むイベントが多くありました。これらのイベントには賛否両論がありましたし、特に

今の若い世代には反発する方が多いと言われるかもしれませんが、意外と若い方でも会社イベントに積極的に参加する人は多いように思います。個人的な考えですが、会社イベントへの反発は、イベントそのものに対してではなく、イベントに参加することで直面する上司や先輩からの各種ハラスメントに対してではないか、と思っています。ハラスメントが起こらないように気を付けていけば、会社内でのイベントは費用以上の効果もあるのでは、とコロナ禍でイベントができない今、改めて思います。皆さんはどう思われますか？

長崎という地域においては、「おくんち」という秋の大祭が市民の共通体験となっていると思います。早くコロナが収束し、おくんちの掛け声である「もってこーい」の声が長崎に再び響くことを待ち望んでいます。



内田会計グループ 代表
長崎オフィス 所長

税理士 内田 佳伯

どれくらいITに投資すべきでしょうか？

株式会社 内田会計事務所
ビジネスサポート部 部長

ITコーディネータ 内野 敦史

日頃よりITシステムの導入等でお世話になっております。

DX（デジタルトランスフォーメーション）という言葉が話題になっていますが、「結局、ITへの投資はどれくらいすればよいのでしょうか？」と聞かれることがあります。「**業種、目的等、企業によって実施すべきITへの投資内容や金額は変わります**」という答えになるのですが、目安として「JUAS企業IT動向調査報告書2022」よりご紹介いたします。

図1「業種グループ別 売上高に占めるIT予算比率」を見ますと、売上高に占めるIT予算比率は全体ではトリム平均値（最大値から10%と最小値から10%の回答を排除し、残りの80%の回答で平均値を計算）1.15%となっています。よって、1%が目安になるようですが、業種によって違いがあるようです。

また、図2「どのような経営課題に対してIT投資で解決したいと考えているか」をご覧ください。

短期的な経営課題1位は「業務プロセスの効率化（省力化、業務コスト削減）」です。業務効率化への関心が高く、効果が見えやすいので投資がしやすいかと思えます。

図1 業種グループ別 売上高に占めるIT予算比率

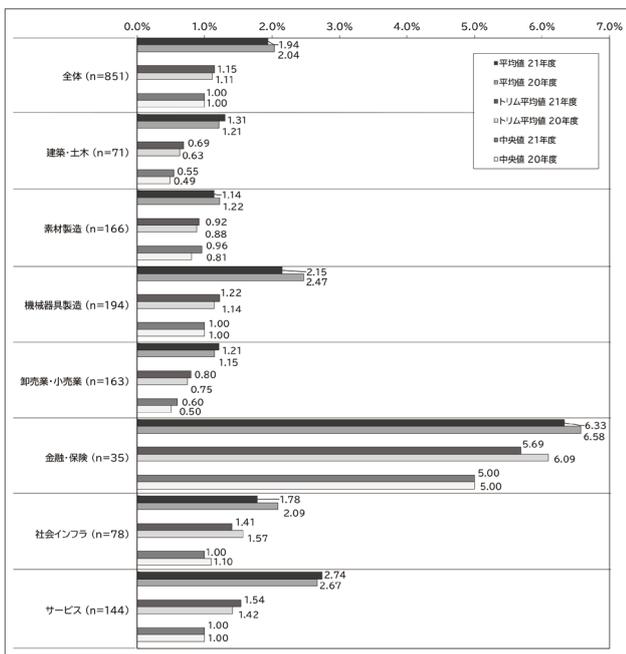
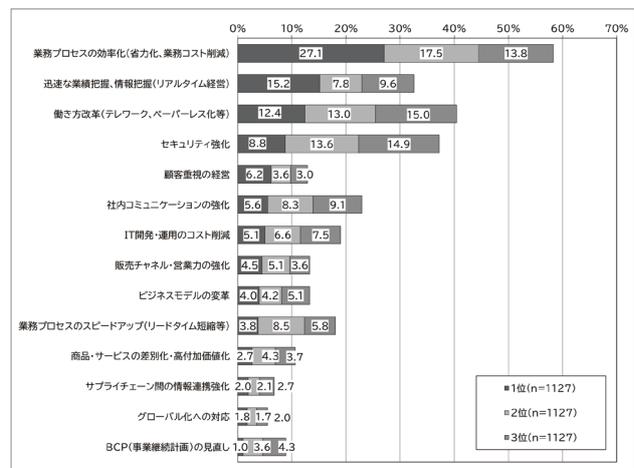


図2 どのような経営課題に対してIT投資で解決したいと考えているか



【引用】一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会
JUAS ライブラリー 企業IT動向調査報告書2022
https://juas.or.jp/cms/media/2022/04/JUAS_IT2022.pdf

このような業務改善については、**IT導入補助金**の活用をお勧めします。
デジタル化基盤導入類型（50万円まで3/4補助、最大450万円）は、原稿作成時点では11月28日（月）が申請期限となっています。採択率も高く（当社は90%）、パソコンも20万円の1/2まで補助が可能です。ご希望の方は早めにご相談ください。



IT導入補助金 2022

生命保険契約照会制度

株式会社 内田会計事務所 FP事業部 部長

島田 隆

令和3年7月から生保42社の保険契約について加入の有無を一括照会できるようになりました。これまでは、亡くなられた方の生命保険証券や振替口座通帳、保険会社からの各種通知書などの手掛かりがない場合には、保険金等の請求に至ることが極めて困難でしたが、この生命保険契約照会制度により、請求漏れの減少が予想され、まさに朗報と言えます。

以下「生命保険契約照会制度」についてご紹介いたします。

●制度をご利用できる方

平時の死亡、認知判断能力低下、災害時の死亡や行方不明など、照会事由により利用できる方が異なってきます。生命保険協会ホームページでご確認ください。

●制度利用にあたり

各種同意事項があります。各種提出書類があります。

利用料は税込3,000円(災害時不要)です。

契約の有無と会社名のための照会です。

契約内容は直接各保険会社への照会が必要です。

日本国内生命保険会社42社の照会は可能ですが、JA共済をはじめ県民共済やこくみん共済、COOP共済の四大共済、その他共済はそれぞれの窓口での確認が必要となります。

一般社団法人 生命保険協会
生命保険契約照会制度



詳しくは生命保険協会でご検索！

<https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/>



産後パパ育休の創設

税理士法人 内田会計事務所 経営支援2部 部長

小坂 由美子



2022年10月1日に改正育児介護休業法が施行され、男性の育児休業取得促進策として、産後パパ育休(出生時育児休業)の制度が新たに設けられます。

産後パパ育休は通常の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで男性が育児休業を取得できる制度です。これにより社内制度の確認や就業規則の見直しが必要となります。

産後パパ育休の申出期限は原則2週間前ですが、業務の引継ぎ等が必要な場合には、2週間前の申し出では引継ぎ期間が不足することも考えられます。

労使協定の締結で、現在の育児休業と同様に1ヶ月前までに申し出ることを要件とすることができます。急な申し出にならないように、従業員の育児休業等の意向を事前に確認しておくことも重要です。

男性が育休を取得しやすくなれば、従業員がワークライフバランスを実現できるだけでなく、職場環境の改善など企業にもメリットがあります。

弊社でも産後パパ育休の取得を推進するサポートをしていきたいと考えています。



Calendar

税務カレンダー



| 10月 | | | | | | | 11月 | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| SU | MO | TU | WE | TH | FR | SA | SU | MO | TU | WE | TH | FR | SA |
| | | | | | | 1 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | |
| 30 | 31 | | | | | | | | | | | | |

- 8月決算法人の確定申告
【申告期限】10月31日(月)
- 2月決算法人の中間申告
【申告期限】10月31日(月)
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期)
【納期限】10月中において市町村の条例で定める日
- 所得税の予定納税額の減額申請
【申請期限】11月15日(火)

税理士法人内田会計事務所は、
「M & A 支援機関」として登録されました。



M & A 支援機関制度は、中小企業が安心して M & A に取り組める基盤を構築するために中小企業庁が創設した制度です。
詳しくは QRコードよりご確認ください!

Column

相談役からの一言

Cash is King

今年も「長崎くんち」がない10月を迎えます。「くんちバカ」の私には寂しい10月です。

新型コロナ感染、ロシアのウクライナ侵攻、円安等の影響は経済にはマイナスに働いています。国内外の人流制限、原油と食料の高値、そして輸入品の値上がり等々が企業経営を圧迫しています。今後も経営を取り巻く環境は厳しいとの認識が必要だと思えます。さらに、日銀がコロナ支援策を9月末で終了しました。新型コロナ感染の影響で業績が落ちた、との理由だけで融資を受けるのは困難になりそうです。今後は金融機関による融資の選別が行われると思えます。経営を

左右するのは資金、「Cash is King」の考えが重要です。赤字経営でも資金を確保し資金の余裕があるうちに損益を立て直せば経営は継続できます。

内田会計グループでは皆様の資金繰り相談にお応えできるように10月から「資金支援課」を新設し責任者には地元金融機関OBを配属しました。ぜひ活用していただきたいと思えます。長崎人にとって馴染みがある企業(お茶の山口園、お菓子の店アリタ、まるなか本舗)が倒産し地元経済の厳しさを再認識させられました。内田会計グループは今後とも皆様の健全経営にお役に立てるように努力してまいります。
相談役 内田延佳

内田会計グループのご案内

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

095-861-2054 (平日 9:00-18:00)

info@uchida.or.jp

<http://www.uchida.or.jp>

【長崎オフィス】

〒852-8008
長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556